

第二期東京都医療費適正化計画の実績評価の概要

計画の根拠（高齢者の医療の確保に関する法律）

- 1 計画策定の目的（法第9条）
 - ・住民の生活の質の維持・向上や良質かつ適切な医療の効率的な提供など、持続可能な医療保険制度の確保を図る。
- 2 実績評価（法第12条）
 - ・都道府県は、計画の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を行い、実績に関する評価を行う。

第二期東京都医療費適正化計画について

- 都民の健康の保持や良質で効率的な医療提供体制の確立及び介護サービス基盤の充実等に向けた取組を推進するため、以下の二つの視点で取組を定める。

【二つの視点】

- 1 生活習慣病の予防と都民の健康の保持増進
- 2 医療資源の効率的な活用

- 実施期間：平成25年度から平成29年度までの5年間

都民医療費の見通し

- 平成29年度の都民医療費の見通しは、平成24年度比12.2%増の4兆2,621億円

平成24年度	3兆7,979億円
平成29年度	4兆2,621億円（平成24年度比12.2%増）

【平成24年度から平成29年度の伸び率の要因（国より提供）】

	全体	人口増	高齢化	診療報酬改定等	その他（医療の高度化等）
全国	9.9%	△0.6%	5.7%	△1.2%	5.9%
東京都	12.2%	3.7%	3.7%	△1.2%	5.7%

国が示す目標に対する進捗状況（平成28年度実績）

- 住民の健康の保持の推進

	国が示す目標	東京都
特定健診実施率	70%以上	64.8%
特定保健指導実施率	45%以上	15.6%
メタボ減少率（H20比）	△25%以上	△2.48%
たばこ対策（喫煙率）	目標値なし	男性：28.2% 女性：9.3%

（参考）全国の喫煙率 男性：31.1%、女性：9.5%

- 医療の効率的な提供の推進

	国が示す目標	東京都
平均在院日数の短縮	28.6日	21.3日
後発医薬品の使用促進	目標値なし	（平成29年度実績）68.5%

（参考）全国の後発医薬品使用割合：73.0%

住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に向けた取組の実施

生活習慣病の予防と健康の保持増進に向けた取組

- (1) **健康診査の推進及び生活習慣病対策の促進**
特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上のための取組、後期高齢者の健康診査の推進、生活保護受給者の生活習慣病予防対策、診療情報等のデータを活用した生活習慣病対策の促進
- (2) **健康の保持増進に向けた一体的な支援**
都民への普及啓発、児童期からの健康教育の推進、働き盛り世代や子育て世代・高齢者のスポーツ振興
- (3) **受動喫煙防止対策の取組**
事業所等の安全衛生担当者等向け研修会、東京都受動喫煙防止条例制定（平成30年6月）に向けた取組 等

医療資源の有効活用に向けた取組

- (1) **医療機関の機能分化・連携**
東京都保健医療計画、東京都地域医療構想に基づいた取組を推進
- (2) **地域包括ケアの推進**
東京都高齢者保健福祉計画、高齢者の居住安定確保プランに基づいた高齢者の生活を支えるための取組を推進
- (3) **緊急性や受診の必要性を確認できる医療情報の提供**
“ひまわり”や”t-薬局いんぷお”による適切な医療機関・薬局の選択と医療連携支援、「暮らしの中の医療情報ナビ」等による医療の仕組みなどに対する理解の一層の促進 等
- (4) **後発医薬品の普及啓発**
東京都による安全使用に向けた環境整備、医療保険者による普及啓発の取組
- (5) **レセプト点検等の充実強化**
東京都による区市町村国民健康保険・国民健康保険組合及び広域連合に対する指導検査、東京都によるレセプト点検効果が顕著である区市町村国民健康保険に対する支援、医療保険者による療養費の適正化に向けた取組

その他の取組

- (1) **予防接種の推進**
予防接種制度に関する都民への情報提供 等
- (2) **医療費適正化推進に向けた保険者機能の発揮**
東京都による区市町村国民健康保険に対する支援、保険者協議会等を通じた医療保険者との連携